

届書コード
07021

中小事業主掛金変更(額・資格変更)届

厚生労働省用

登録事業所番号	フリガナ
事業所名称	
所在地	フリガナ 〒 - 連絡先電話番号 (- -) 都道 市区 府県 郡 町村

手続き

ご担当者名

所属部署

変更年月

9 : 令和

年

月

変更年月の前月20日までに必着となるように提出ください。

掛金納付の
変更月について

・変更年月の翌月の納付から、変更内容が反映した引落としとなります。引落日は毎月26日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)です。
・変更年月の翌月以降に掛金額変更が予定されている対象者がいる場合は別途申請が必要です。

掛金額変更



【事業主掛金額の変更(資格の内容や範囲を変えずに資格別の掛金額を変更する場合)】

《資格なし》の事業所 → 本様式だけでなく対象者全員を記載した様式K-321又はK-322を提出ください。

《資格・区分あり》の事業所 → 本様式だけでなく変更後の資格内容の詳細を定額(毎月)拠出の場合様式K-323、
月別拠出の場合は様式K-324に記載してください。

変更された資格により掛金額が変更となる対象者がいる場合は様式K-321又はK-322を追加して下さい。
※既に定めている《資格・区分内》で対象者の掛金額を個別に変更する場合は本様式ではありません。様式K-333又はK-334を提出ください。

対象者等の
条件

【資格条件の変更の場合】 変更後の資格内容につき、以下のいずれかを「○」で選択してください。

1. 【資格なし】 中小事業主掛金を拠出する対象者について、一定の資格を定めません。
(厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)



2. 【勤続期間条件のみ】 中小事業主掛金を拠出する対象者について、勤続期間による資格を定めます。
→勤続期間による資格内容の詳細を定額(毎月)拠出の場合様式K-323、
月別拠出の場合は様式K-324に記載して下さい。



3. 【職種条件のみ】 中小事業主掛金を拠出する対象者について、職種による資格を定めます。(役職は5.を選択)
→勤続期間による資格内容の詳細を定額(毎月)拠出の場合様式K-323、
月別拠出の場合は様式K-324に記載して下さい。

労働協約又は就業規則等の
添付要

4. 【職種と勤続期間条件】 中小事業主掛金を拠出する対象者について、
職種と勤続期間による資格を定めます。(役職は5.を選択)
→勤続期間による資格内容の詳細を定額(毎月)拠出の場合様式K-323、
月別拠出の場合は様式K-324に記載して下さい。

労働協約又は就業規則等の
添付要

5. 【1~4以外の資格(区分)】 合理的な理由に基づき資格を定めます※。
→勤続期間による資格内容の詳細を定額(毎月)拠出の場合様式K-323、
月別拠出の場合は様式K-324に記載して下さい。(役職等による資格はこちらを選択)

労働協約又は就業規則等の
添付要

※一定の資格(勤続期間・職種)以外に中小事業主掛金を拠出する対象者について、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において資格を区分し、資格ごとに事業主掛金の額を定めます。

同意書

事業主名	
同意日	令和 年 月 日

殿

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金につき上記掛金額変更欄および対象者等の条件欄に記載された変更内容に同意します。

同意者は下記の①②のいずれかに自署ください。(コピー分提出不可)

①	第一号厚生年金被保険者の 過半数を代表する者の氏名	自署
②	労働組合の名称	自署
	労働組合を代表する者の氏名	

厚生労働省				
連合会	9: 令和	年	月	日